

議案第 5 号

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額が改正されたことから、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

四條畷市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「行ない」を「行い」に改める。

第7条第2項及び第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第18条中「行なう」を「行う」に、「315,000円」を「330,000円」に改める。

第19条中「行なわない」を「行わない」に改める。

第24条第3項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第25条及び第26条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四條畷市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた新条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の四條畷市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。